

令和6年度

三条市議会の概要



新潟県景勝百選「八木ヶ鼻」

三条市議会事務局

目 次

位置と地勢 議会の概要——

I 組織及び構成

1 議員数	2
2 任期	2
3 正副議長	2
4 議員	3
5 構成	4
6 議会運営委員会	4
7 常任委員会	5
8 特別委員会	5

II 議会運営

1 定例会の開催	6
2 日程の取り方	6
3 予算審査	6
4 決算審査	6
5 一般質問、大綱質疑・質疑、討論の方法	7

III 会議の開催状況

1 本会議	8
2 委員会	8
3 特別委員会	9
4 協議等の場	9

IV 議員報酬等

1 議員報酬及び特別職等給料	10
2 議員期末手当	10
3 費用弁償	10

V 政務活動費

1 交付	11
2 使途基準	11
3 申請・報告	11

VI 議会の活性化

合併後の推進状況	12
----------	----

VII 予算

令和6年度議会費当初予算	13
--------------	----

VIII その他

1 職員数	14
2 事務局構成	14
3 令和5年度視察来条状況	14

三条市の概要——

I 歴史

1 三条地域	17
2 栄地域	17
3 下田地域	17

II 産業

1 産業別人口	18
2 工業	18
3 商業	18
4 農林業	19

三条市の市政——

I 令和6年度当初予算

1 予算総額	20
2 歳入の概要	21
3 歳出の概要	23

II 職員

1 職員数	25
2 職員の派遣等	25
3 行政組織機構図	26

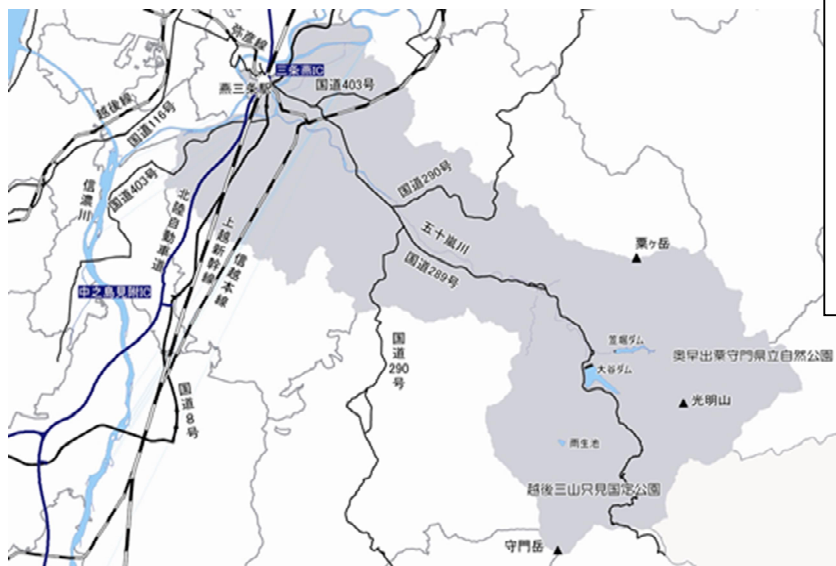
位置と地勢

平成17年5月1日に三条市、栄町、下田村の三市町村が合併し、新「三条市」が誕生しました。

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、上越新幹線や北陸自動車道、国道8号、289号、290号、403号などの交通網が整備されています。また、現在国道289号の福島県境区間（通称：八十里越）の開通に向けた工事が進められており、将来は太平洋側との往来が可能となります。

本市の北西部は日本一の大河・信濃川の沖積平野となっているほか、清流・五十嵐川が横断しています。また、下田地域の東部、福島県境までの国有林一帯は越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれるとともに、流れ出る豊富な水は近隣市町村の水源にもなっています。

三条市位置図



位置と面積	
東 経	138度57分42秒
北 緯	37度38分11秒
面 積	431.97km ²

※ 三条市役所三条庁舎の位置が測定基準

人口・世帯数	
人 口	91,905人
男	44,849人
女	47,056人
世 帯 数	37,292世帯

※ 令和6年4月1日 現在

議 会 の 概 要

I 組織及び構成

1 議 員 数

- 三条市議会議員定数条例 22人

2 任 期

- 現議員の任期

令和4年5月1日～令和8年4月30日

- 正副議長等の任期（申合せ）

・議長・副議長 2年

・監査委員 2年

- 委員の任期

・議会運営委員会委員 2年

・各常任委員会委員 2年

3 正 副 議 長

- 議 長 森 山 昭

- 副 議 長 笹 川 信 子



議会の概要

I 組織及び構成

4 議員

(令和6年6月17日現在)

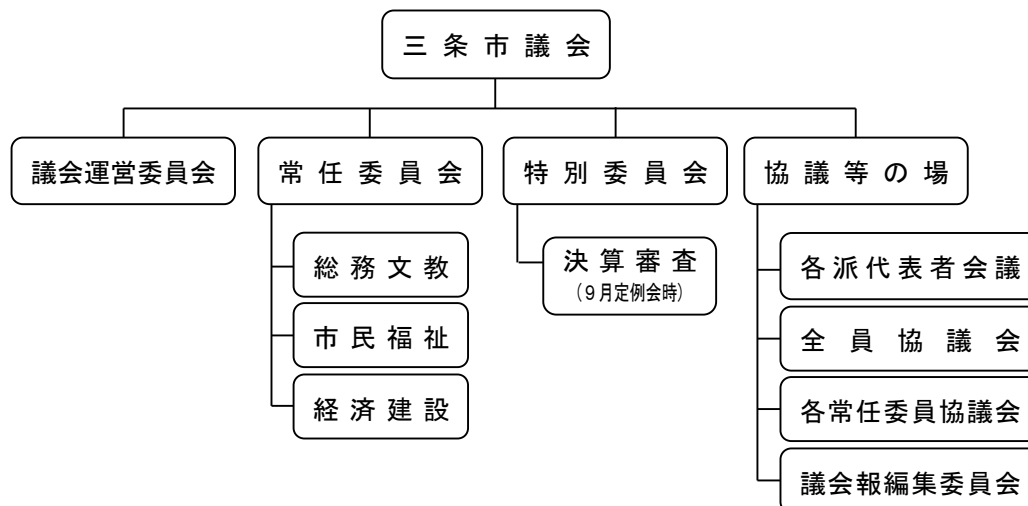
議席 番号	氏 名	年齢	所属常任委員会	党 派	所 属 会 派
1	燕 幸 男	57	市民福祉常任委員会	公明党	公明党議員団
2	竹 山 嘉 一	43	経済建設常任委員会	無所属	清 風 会
3	西 村 邦 明	74	○総務文教常任委員会	無所属	清 風 会
4	岡 本 康 佑	40	総務文教常任委員会	無所属	清 風 会
5	白 鳥 賢	53	◎経済建設常任委員会	無所属	清 風 会
6	内 山 信 一	75	市民福祉常任委員会	無所属	自由クラブ
7	武 藤 元 美	67	市民福祉常任委員会	日本共産党	日本共産党議員団
8	長 橋 一 弘	70	経済建設常任委員会	無所属	無 所 属
9	笹 川 信 子	69	総務文教常任委員会	公明党	公明党議員団
10	馬 場 博 文	63	◎市民福祉常任委員会	無所属	清 風 会
11	酒 井 健	60	経済建設常任委員会	無所属	清 風 会
12	岡 田 竜 一	60	市民福祉常任委員会	無所属	清 風 会
13	藤 家 貴 之	45	○市民福祉常任委員会	無所属	自由クラブ
14	野 寄 久 雄	75	◎総務文教常任委員会	無所属	自由クラブ
15	坂 井 良 永	74	○経済建設常任委員会	日本共産党	日本共産党議員団
16	小 林 誠	64	総務文教常任委員会	日本共産党	日本共産党議員団
17	山 田 富 義	75	市民福祉常任委員会	無所属	清 風 会
18	西 川 重 則	74	総務文教常任委員会	自由民主党	清 風 会
19	森 山 昭	75	経済建設常任委員会	無所属	自由クラブ
20	武 石 栄 二	75	経済建設常任委員会	無所属	自由クラブ
21	阿 部 銀 次 郎	77	総務文教常任委員会	無所属	自由クラブ
22	佐 藤 和 雄	74	総務文教常任委員会	無所属	自由クラブ

※ 所属常任委員会中、◎は委員長、○は副委員長を示す。

議会の概要

I 組織及び構成

5 構成



6 議会運営委員会

- 委員定数 8人
- 所管事項（地方自治法第109条第3項）
 - ・ 議会の運営に関する事項
 - ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ・ 議長の諮問に関する事項
- 正副議長の出席
 - ・ 議長は、地方自治法第105条に基づいて出席する。
 - ・ 副議長は、議会運営委員会の出席要求に基づいて副議長在任中出席する。

議会の概要

I 組織及び構成

7 常任委員会

委員会名	委員定数	所管事項
総務文教常任委員会	8人	議会事務局 総務部 サービスセンター 会計課 選挙管理委員会 監査委員 公平委員会 固定資産評価審査委員会 教育委員会 消防本部 } の各所管に属する事項 他の委員会の所管に属さない事項
市民福祉常任委員会	7人	市民部 福祉保健部 } の各所管に属する事項
経済建設常任委員会	7人	経済部 建設部 農業委員会 } の各所管に属する事項

8 特別委員会

※現在は設置されていません。

議会の概要

Ⅱ 議会運営

1 定例会の開催

三条市議会定例会の回数に関する条例及び三条市議会定例会招集に関する規則により、3月、6月、9月、12月の年4回開催する。

2 日程の取り方

	3月定例会	6月・12月定例会	9月定例会
提出議案の説明	1日	1日	1日
議案調査日	1日	—	1日
大綱質疑	1日	1日	1日
一般質問	4日	3日	3日
常任委員会	6日	3日	3日
決算審査特別委員会	—	—	5日
記録整理日	2日	2日	2日
委員長報告・採決	1日	1日	1日

※ 3月定例会における提出議案の説明には、施政方針演説も含まれる。

※ 議案調査日 … 休会

※ 大綱質疑 … 各会派の代表制で行い、委員会に付託することを前提とした議案に対し、大綱的に質疑を行う。

3 予算審査

当初予算、補正予算とも、一般会計は所管の各常任委員会に分割付託（ただし、歳入及び地方債は総務文教常任委員会に付託）し、特別会計及び企業会計は所管の各常任委員会に付託する。

4 決算審査

9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、付託する。

なお、常任委員会を基本とした分科会を設置し、予算と同じ範囲の審査を行う。

議会の概要

Ⅱ 議会運営

5 一般質問、大綱質疑・質疑、討論の方法

■ 一般質問

方 式	一括質問	一問一答	分割質問
発言場所	全て演壇	1 回目は演壇 2 回目以降は質問席	
発言時間	35分		
発言方法	通告事項は、1 回目に全て行い、2 回目は再質問、3 回目は再々質問とする。	通告事項は、1 回目に全て行い、2 回目から一問一答に入る。2 回目以降、次の標題の質問に入ったときは、質問の終わった標題について再度質問できない。	通告事項の標題単位で質問を行うものとし、次の標題の質問に入ったときは、質問の終わった標題について再度質問できない。
申 合 せ	一問一答方式及び分割質問方式を通告した場合は、会議規則第64条の規定により準用する第56条ただし書きに規定する議長の許可を得たものとする。		

■ 大綱質疑・質疑

	大 綱 質 疑	質 疑
代表制・個人制	代 表 制	個 人 制
通告の方法	文 書 (会派名及び質疑者名)	文 書 (質疑者名)
通 告 期 限	大綱質疑を行う日の 前日の午後5時まで	提案説明後の休憩中
発言時間・ 回数制限	発言回数 … 3 回まで 発言時間 … 1 回目は15分以内 2 回目及び3 回目は10分以内	
発 言 順	所属議員数の多い会派から順に行う。 ただし、所属議員数の同じ会派は定例会、臨時会ごとに順番を入れ替える。	
日 数	1 日	—
申 合 せ	質疑の時期は、議案を上程し提案説明を行った後、検討のための時間若しくは日を置いてからとする。	

※ 全て登壇の上、質疑及び答弁を行う。(一問一答方式は取り入れていない。)

■ 討論

発言時間の制限はなく、発言順は反対、賛成を繰り返し、反対、賛成それぞれの中にあるは所属議員数の多い会派を先とする。

議会の概要

Ⅲ 会議の開催状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 本会議

会議名(会期)	会期日数	会議日数	会議時間	一般質問	議決内訳						傍聴者数
					議案	議員発案	諮問	認定	選挙	請願	
令和5年(2023年)第3回臨時会 (4月27日)	1	1	47分	-	5	0	0	0	0	0	1
令和5年(2023年)第4回定例会 (6月16日～30日)	15	6	11時間59分	15	17	2	1	0	0	1	16
令和5年(2023年)第5回定例会 (9月4日～26日)	23	6	11時間47分	14	9	4	0	2	0	1	14
令和5年(2023年)第6回定例会 (12月4日～18日)	15	6	10時間58分	14	27	3	1	0	0	2	12
令和6年(2024年)第1回定例会 (3月1日～25日)	25	7	16時間39分	16	37	2	0	0	0	1	17
合 計	79	26	52時間10分	59	95	11	2	2	0	5	60

2 委員会

委員会名	会議日数	会議時間	傍聴者数
総務文教常任委員会	5	10時間30分	0
市民福祉常任委員会	5	12時間18分	0
経済建設常任委員会	5	8時間27分	0
議会運営委員会	19	2時間13分	0
合 計	34	33時間28分	0

議会の概要

Ⅲ 会議の開催状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

3 特別委員会

委員会名	会議日数	会議時間	傍聴者数
決算審査特別委員会 (令和5年9月4日～9月26日)	5	9時間37分	0
合 計	5	9時間37分	0

4 協議等の場

委員会名	会議日数	会議時間	傍聴者数
各派代表者会議	9	2時間23分	0
総務文教常任委員協議会	4	1時間42分	0
市民福祉常任委員協議会	4	4時間16分	0
経済建設常任委員協議会	2	41分	0
市民福祉・総務文教常任委員連合協議会	1	43分	0
市民福祉・経済建設常任委員連合協議会	1	48分	0
議会報編集委員会	16	10時間53分	0
合 計	37	21時間26分	0

議会の概要

IV 議員報酬等

1 議員報酬及び特別職等給料

職 名	報酬 (月額)	職 名	給料 (月額)
議 長	480,000円	市 長	967,000円
副 議 長	418,000円	副 市 長	745,000円
議 員	385,000円	教 育 長	631,000円

2 議員期末手当

6月支給分	期末手当基礎額 × 1.70か月
12月支給分	期末手当基礎額 × 1.70か月

※ 期末手当基礎額 = 議員報酬月額 + 加算額(議員報酬月額 × 15/100)

3 費用弁償

■ 議会の会議、委員会又は協議等の場に出席したとき 日額2,000円

■ 公務のための旅行について

日 当	県 内	2,000円
	県 外	3,000円
宿泊料	1夜につき	13,100円
車 賃	1kmにつき	37円
交通費	県外1日につき	1,000円

■ 委員会等の行政視察について

	限 度 額	備 考
常 任 委 員 会	100,000円	2泊3日以内
議会運営委員会	県外 100,000円	県内、県外を隔年で実施 県外視察は2泊3日以内
	県内 費用弁償のみ	
特 別 委 員 会	75,000円	隔年で実施 1泊2日

※ 委員会単位の同一行動とし、事務局が随行する。

議 会 の 概 要

V 政務活動費

1 交 付

三条市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派に対し交付する。

- ・ 基準日 各月 1 日
- ・ 月 額 1 人 30,000円（年額360,000円）
- ・ 交付日 年度当初12か月分を一括して各会派に交付

2 使 途 基 準

調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

※ 慶弔費等の交際費的経費、個人的な使途に充てる経費、党費などの政治活動経費、政務活動費の目的に合致しない経費などには充てることができない。

3 申 請 ・ 報 告

- 申 請 交付申請書、事業計画書、収支予算書を提出
- 報 告 事業実績報告書、会計帳簿、領収書等の証拠書類を提出
(前年度実績報告は毎年 4 月30日までに行う。)

議会の概要

VI 議会の活性化

◆ 合併(平成17年5月)後の推進状況

平成17年5月	本会議録検索システム	本会議録検索システムにより、平成17年5月以降の本会議録をホームページに掲載
平成21年4月	協議等の場の設置	平成20年6月施行の地方自治法一部改正による「協議等の場」として、全員協議会及び常任委員協議会を設置
平成21年12月	委員会の公開	委員会条例の改正により原則公開
	協議等の場の公開	要綱の改正により原則公開
	委員会記録等のホームページ掲載	平成21年12月18日以降開催の常任委員会、議会運営委員会、協議等の場の各会議の記録をホームページに掲載
平成22年4月	議員定数の削減	平成21年6月、定数条例を「30人」から「26人」に改正し、平成22年4月25日執行の一般選挙から施行
平成22年5月	常任委員会の見直し	平成21年12月、委員会条例にある「総務、民生、経済文教、建設」の4常任委員会を「総務文教、市民福祉、経済建設」の3常任委員会に、また所管事項についても改正し、平成22年5月1日から施行
平成23年6月	本会議インターネット中継	平成23年6月定例会からインターネットによる本会議中継を開始
	議会報の発行	平成23年8月から「さんじょう市議会だより」を市内全世帯に配布 ※ 平成23年6月定例会開催状況～
平成24年4月	各派代表者会議の要綱制定	議会活動の場として位置づけ要綱を制定し、会議規則の「協議等の場」に追加
平成26年4月	委員会記録等の本会議録検索システムへの追加	今までホームページに公開していた平成21年12月18日以降の委員会記録等を本会議録検索システムに追加
平成26年6月	一般質問方式の変更	平成26年6月定例会から一般質問の質問方式に一問一答、分割方式を追加
平成28年5月	本会議インターネット中継のマルチデバイス対応	本会議インターネット中継をマルチデバイス(スマートフォンやタブレット等)でも視聴可能に
平成30年4月	議員定数の削減	平成27年12月、定数条例を「26人」から「22人」に改正し、平成30年4月22日執行の一般選挙から施行

議 会 の 概 要

VII 予 算

◆ 令和6年度議会費当初予算

(単位：千円・％)

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較	
			増減額	増減率
報 酬	103,304	102,995	309	0.3
給 料	26,398	25,886	512	2.0
職員手当等	46,390	44,693	1,697	3.8
共 済 費	38,787	39,737	△ 950	△ 2.4
報 償 費	17	16	1	6.3
旅 費	9,053	9,045	8	0.1
交 際 費	1,020	1,020		
需 用 費	1,852	1,844	8	0.4
役 務 費	273	248	25	10.1
委 託 料	12,421	11,445	976	8.5
使用料及び賃借料	2,334	2,334		
負担金、補助及び 交付金	8,788	8,629	159	1.8
合 計	250,637	247,892	2,745	1.1

議会の概要

VIII その他

1 職員数

■ 条例定数 8人

■ 現在数 7人

2 事務局構成

事務局長（1）

次 長（1）

議事調査係
係 長（1） 主 任（2） 主 事（2）

3 令和5年度視察来条状況

No.	視察月日	視察団体名	人数	視察項目
1	4月28日	愛知県小牧市	9	子ども・若者総合サポートシステムの取組について
2	5月11日	愛媛県今治市	9	災害に強いまちづくりについて
3	5月15日	京都府亀岡市	9	特色ある学校教育の取組について
4	5月23日	静岡県静岡市	8	ふるさと納税について
5	5月25日	富山県南砺市	3	ふるさと納税について
6	7月4日	大阪府門真市	7	・難聴者補聴器購入費助成事業 ・三条市未来経済協創タスクフォース (経済ビジョン策定事業)
7	7月6日	埼玉県吉川市 埼玉県松伏町	5	ハッピーボランティア事業について
8	7月19日	長野県飯山市	11	地域おこし協力隊について
9	7月20日	広島県三次市	8	空き家対策について
10	7月21日	静岡県長泉町	10	高齢者支援（さんじょうオレンジカフェ、セカンドライフ 応援ステーション等）について
11	7月25日	北海道登別市	5	・小中一貫教育について ・子ども・若者総合サポートシステムについて ・眠育の取組について
12	7月26日	京都府舞鶴市	7	生活習慣病予防事業について

議 会 の 概 要

No.	視察月日	視察団体名	人数	視察項目
13	7月27日	兵庫県赤穂市	8	まちづくりと公共交通政策について
14	8月2日	山形県中山町	12	小中一貫教育について
15	8月8日	埼玉県川口市	5	三条版運動遊びプログラムについて
16	8月9日	静岡県静岡市	10	・災害時の自治会活動について ・水防学習館について
17	8月23日	東京都葛飾区	4	・子ども・若者総合サポートシステムについて ・デマンド交通について
18	10月6日	東京都府中市	11	三条市の公共用地の跡地活用に対する取組について
19	10月10日	岐阜県美濃市	8	三条ものづくり学校における伝統的なものづくり産業の活性化への取組について
20	10月11日	埼玉県蓮田市	9	デマンド交通について
21	10月12日	愛知県刈谷市	9	三條市立大学における地場産業・ものづくり産業の活性化に向けた取組について
22	10月16日	岩手県矢巾町	8	水防学習館による防災の取組について
23	10月17日	東京都八王子市	12	工場の祭典について
24	10月24日	埼玉県寄居町	11	食を通じた生活習慣病予防事業について
25	10月26日	沖縄県石垣市	5	キャンプ場施設における運営について
26	10月27日	山梨県富士吉田市	8	社会資本に係る包括的維持管理業務について
27	10月31日	栃木県栃木市	8	三條市小中一貫教育及び小中一貫校（大崎学園）について
28	11月6日	長野県宮田村	7	小中一貫教育の取組について
29	11月8日	神奈川県茅ヶ崎市	9	食を通じた生活習慣病予防事業について
30	11月9日	福井県坂井市	8	三條市子ども・若者総合サポートシステムについて
31	11月13日	石川県白山市	12	民間活力の導入・活用について（ふるさと納税）
32	11月14日	愛知県清須市	8	包括的維持管理業務委託について

議 会 の 概 要

No.	視察月日	視察団体名	人数	視察項目
33	11月15日	福島県湯川村	10	・ 三条市子育てガイドブックについて ・ 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて
34	11 月 21 日	山口県下関市	3	鳥獣被害防止対策への取組について
35	1 月 16 日	島根県益田市	4	・ 地域おこし協力隊について ・ 移住、定住について
36	1 月 23 日	新発田市	1	ペット同伴避難について
37	1 月 31 日	鳥取県倉吉市	8	三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

三条市の概要

I 歴 史

1 三 条 地 域

中世、三条地域の大半は大槻の荘に属していました。三条という地名は、三条発展の基を開いたという伝説上の英雄「三条左衛門」に由来するとも言われています。彼は、しばしば三条名物「六角風」の画題になっています。

また、越後の仏都としても名高く、とりわけ鎌倉時代の西暦1297年、日蓮上人の孫弟子である日印が創建した法華宗総本山本成寺は、節分行事の鬼踊りで知られています。これは、節分に厄払いを行うという行事ですが、鬼たちは金物のまちにふさわしく鋸、斧、なぎなたなどの刃物を持っています。これは、室町時代後期、本成寺の僧兵と農民が協力して、戦乱から寺域を守った史実に倣ったものです。



六角風「三条左衛門」

2 栄 地 域

昭和44年に発掘された吉野屋遺跡で6千年前から3千年前の縄文土器が発見されており、この時代には栄地域に人が住み着いていたことが分かっています。しかし、文献に登場するのは鎌倉時代の事跡を記録した東鑑からです。それによれば、当時の大面ノ庄は皇族の領地であったということです。

室町時代になると、越後毛利氏、中条和田氏、安田氏などが領有していました。後に上杉謙信の没後、その養子景勝、景虎による相続争いが起こり、越後を二分した御館の乱が始まりました。そして、三条城攻略に遠征した上杉景勝が余勢を駆って大面城を攻め、城主丸田伊豆守を降伏させた史話が伝えられています。

3 下 田 地 域

下田地域では約2万年前というはるか昔から人の生活の痕跡が確認されており、その後連綿と人々の暮らしの舞台となります。県内でも遺跡の密集地として知られ、中でも先土器時代(約3万年前から1万年前)と縄文時代(約1万年前から2千年前)の遺跡は、発達した河岸段丘上に数多く点在しています。

鎌倉時代になると豪族五十嵐氏が登場し、下田地域の西半分を支配します。この五十嵐氏の屋敷跡と考えられているのが五十嵐館跡です。近年の発掘調査により、堀と土塁が周囲を巡り、2棟以上の建物が建っていたことが明らかになりました。中世地方豪族の居館跡として貴重なことから県指定文化財に指定されています。

三条市の概要

Ⅱ 産 業

1 産業別人口

(単位：人・％)

	平成 22 年国勢調査		平成 27 年国勢調査		令和 2 年国勢調査	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
総 数	51,257	100.0	51,179	100.0	49,378	100.0
第 1 次 産 業	2,135	5.4	2,343	4.6	1,998	4.0
第 2 次 産 業	18,105	38.7	18,432	36.0	17,472	35.4
第 3 次 産 業	29,612	55.8	29,535	57.7	28,650	58.0
そ の 他	1,405	0.1	869	1.7	1,258	2.5

2 工 業

三条市の工業は、寛永 2 年(1625年)出雲崎代官の大谷清兵衛が五十嵐川の氾濫に苦しむ農民を救済するため、江戸から釘職人を招き、農家の副業として和釘の製造を指導、奨励したのが起こりとされています。

現在は、三条鍛冶の伝統を受け継ぐ包丁、利器工匠具、その鍛造技術を基盤とした作業工具を始めとし、測定器具、木工製品、アウトドア用品、冷暖房機器など、金属加工を中心とする産業の集積地域であり、地場産業である「金物」の製造を通じて培われた“伝統の技”と最先端技術が調和する新技術、新商品開発が盛んな金属産業都市です。



三条鍛冶の技

3 商 業

三条市は、古くから信濃川の河口町、定期市場町、また仏都としても栄え、中越地方の一大商業地として発展してきました。本市は、金属加工を主とする「工業都市」としてイメージされることが多いですが、その発展の礎を築いたのは「三条商人」と言われています。金物製品を肩に背負って全国を歩き、消費者のニーズに対応して新しい製品の開発や今でいう付加価値を付けた販売を行うことで発展してきました。現在でも県央地域の中心的な商業地区となっています。

三条市の概要

Ⅱ 産 業

旧三条市には、中央商店街、一ノ木戸商店街、昭栄通り商店街、四日町商店街、東三条商店街の5つの商店街があり、古くから商業地区として発展してきました。

しかし、近年は消費者のライフスタイルの変化、大型商業施設の郊外展開などの影響を受け、中心市街地全体の空洞化が進んでおり大きな問題となっています。

このような中、歴史文化の継承、魅力あるイベント、コミュニティ機能の充実など、新たなまちづくりの観点から中心市街地の活性化に向けた取組を進めています。

4 農 林 業

三条市には信濃川とその支流である五十嵐川、刈谷田川が流れ、古くからその豊富な水が人々に豊かな実りをもたらしてきました。

三条市は、都市近郊、平地、中山間地域といった多様な農業形態の中で、稲作を中心に果樹や野菜、花卉等の園芸や畜産を取り入れた複合経営を進めており、重要な基幹産業の一つとなっています。

中心となる稲作は、ほ場整備を始めとした生産基盤の整備を進め、経営規模の拡大を図るなど生産性の向上に努めるとともに、生産組織や認定農業者等の後継者育成にも力を入れています。

果樹、野菜、花卉は、産地間競争に対応するため、高品質で安全な作物づくりと販売体制の整備、販路の拡大を進めています。

また、学校給食を始め地産地消の推進にも積極的に取り組んでいます。



日本棚田百選「北五百川の棚田」

三 条 市 の 市 政

I 令和6年度当初予算

1 予 算 総 額

(単位：千円・%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	比 較	
				増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一 般 会 計		50,071,000	47,105,000	2,966,000	6.3
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	8,167,600	8,479,900	△ 312,300	△ 3.7
	後期高齢者医療特別会計	1,497,700	1,267,900	229,800	18.1
	介護保険事業特別会計	10,608,800	10,264,500	344,300	3.4
	勤労者福祉共済事業特別会計	21,700	21,400	300	1.4
	小 計	20,295,800	20,033,700	262,100	1.3
企 業 会 計	水 道 事 業	3,099,522	3,010,078	89,444	3.0
	下 水 道 事 業	5,877,571	5,630,022	247,549	4.4
合 計		79,343,893	75,778,800	3,565,093	4.7

三 条 市 の 市 政

I 令和6年度当初予算

2 歳入の概要

(単位：千円、%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
1 市 税	12,451,111	24.9	12,539,003	26.6	△ 87,892	△ 0.7
2 地 方 譲 与 税	393,000	0.8	376,000	0.8	17,000	4.5
3 利 子 割 交 付 金	2,000		6,000		△ 4,000	△ 66.7
4 配 当 割 交 付 金	52,000	0.1	69,000	0.2	△ 17,000	△ 24.6
5 株式等譲渡所得割交付金	23,000		16,000		7,000	43.8
6 法 人 事 業 税 交 付 金	233,000	0.5	239,000	0.5	△ 6,000	△ 2.5
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,385,000	4.8	2,375,000	5.1	10,000	0.4
8 ゴルフ場利用税交付金	9,000		12,000		△ 3,000	△ 25.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	26,000		21,000	0.1	5,000	23.8
10 地 方 特 例 交 付 金	565,000	1.1	100,000	0.2	465,000	465.0
11 地 方 交 付 税	10,750,000	21.5	10,500,000	22.3	250,000	2.4
12 交通安全対策特別交付金	14,000		14,000			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	206,204	0.4	224,565	0.5	△ 18,361	△ 8.2
14 使 用 料 及 び 手 数 料	527,465	1.1	535,871	1.1	△ 8,406	△ 1.6
15 国 庫 支 出 金	6,122,342	12.2	5,291,309	11.2	831,033	15.7
16 県 支 出 金	2,937,735	5.9	2,847,458	6.1	90,277	3.2
17 財 産 収 入	57,350	0.1	60,268	0.1	△ 2,918	△ 4.8
18 寄 附 金	5		4		1	25.0
19 繰 入 金	6,285,623	12.5	6,303,040	13.4	△ 17,417	△ 0.3
20 繰 越 金	100,000	0.2	100,000	0.2		
21 諸 収 入	1,594,466	3.2	1,371,264	2.9	223,202	16.3
22 市 債	5,336,699	10.7	4,104,218	8.7	1,232,481	30.0
計	50,071,000	100.0	47,105,000	100.0	2,966,000	6.3

三 条 市 の 市 政

I 令和6年度当初予算

■ 歳入予算一般財源の状況

(単位：千円、%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
市 税	12,451,111	37.3	12,539,003	38.1	△ 87,892	△ 0.7
地 方 譲 与 税	393,000	1.2	376,000	1.1	17,000	4.5
利 子 割 交 付 金	2,000		6,000		△ 4,000	△ 66.7
配 当 割 交 付 金	52,000	0.2	69,000	0.2	△ 17,000	△ 24.6
株式等譲渡所得割交付金	23,000	0.1	16,000	0.1	7,000	43.8
法 人 事 業 税 交 付 金	233,000	0.7	239,000	0.7	△ 6,000	△ 2.5
地 方 消 費 税 交 付 金	2,385,000	7.1	2,375,000	7.2	10,000	0.4
ゴルフ場利用税交付金	9,000		12,000		△ 3,000	△ 25.0
環 境 性 能 割 交 付 金	26,000	0.1	21,000	0.1	5,000	23.8
地 方 特 例 交 付 金	565,000	1.7	100,000	0.3	465,000	465.0
地 方 交 付 税	10,750,000	32.2	10,500,000	31.9	250,000	2.4
繰 入 金	6,130,000	18.4	6,160,000	18.7	△ 30,000	△ 0.5
諸 収 入 ・ そ の 他	338,765	1.0	511,112	1.6	△ 172,347	△ 33.7
計	33,357,876	100.0	32,924,115	100.0	433,761	1.3

三 条 市 の 市 政

I 令和6年度当初予算

3 歳 出 の 概 要

■ 目的別分類

(単位：千円、%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
1 議 会 費	250,637	0.5	247,892	0.5	2,745	1.1
2 総 務 費	6,223,134	12.4	5,725,330	12.2	497,804	8.7
3 民 生 費	14,967,787	29.9	14,065,252	29.9	902,535	6.4
4 衛 生 費	3,627,867	7.2	3,757,252	8.0	△ 129,385	△ 3.4
5 労 働 費	183,645	0.4	193,668	0.4	△ 10,023	△ 5.2
6 農 林 水 産 業 費	911,013	1.8	885,285	1.9	25,728	2.9
7 商 工 費	2,010,343	4.0	1,895,636	4.0	114,707	6.1
8 土 木 費	6,495,526	13.0	5,715,531	12.1	779,995	13.6
9 消 防 費	1,584,427	3.2	1,649,898	3.5	△ 65,471	△ 4.0
10 教 育 費	5,183,124	10.4	4,572,224	9.7	610,900	13.4
11 公 債 費	8,621,634	17.2	8,386,670	17.8	234,964	2.8
12 諸 支 出 金	1,863		362		1,501	414.6
13 予 備 費	10,000		10,000			
計	50,071,000	100.0	47,105,000	100.0	2,966,000	6.3

三 条 市 の 市 政

I 令和6年度当初予算

■ 性質別分類

(単位：千円、%)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	増減額 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
消 費 的 経 費	29,484,484	59.0	28,225,917	60.0	1,258,567	4.5
人 件 費	7,051,029	14.2	6,498,071	13.8	552,958	8.5
うち職員給	3,909,139	7.8	3,840,057	8.2	69,082	1.8
うち退職手当	128,287	0.3			128,287	皆増
物 件 費	7,574,868	15.1	7,480,360	15.9	94,508	1.3
維 持 補 修 費	1,652,192	3.3	1,573,952	3.4	78,240	5.0
扶 助 費	9,193,644	18.4	8,790,975	18.7	402,669	4.6
補 助 費 等	4,012,751	8.0	3,882,559	8.2	130,192	3.4
うち一部事務組合負担金	219,619	0.4	217,169	0.5	2,450	1.1
投 資 的 経 費	4,983,062	10.0	3,803,493	8.1	1,179,569	31.0
普通建設事業費	4,983,062	10.0	3,803,493	8.1	1,179,569	31.0
公 債 費	8,631,834	17.2	8,403,587	17.8	228,247	2.7
積 立 金	9,722		5,030		4,692	93.3
投 資 及 び 出 資 金	170,857	0.3	287,027	0.6	△ 116,170	△ 40.5
貸 付 金	1,354,416	2.7	1,131,090	2.4	223,326	19.7
繰 出 金	5,426,625	10.8	5,238,856	11.1	187,769	3.6
予 備 費	10,000		10,000			
計	50,071,000	100.0	47,105,000	100.0	2,966,000	6.3

三 条 市 の 市 政

Ⅱ 職 員

1 職 員 数（令和6年4月1日現在）

区 分	正 職 員			再任用職員			一般任用職員		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
市 長 事 務 部 局 (会計課含む)	353	197	156	18	14	4	104	28	76
議 会 事 務 局	7	3	4						
教 育 委 員 会 事 務 局	196	52	144	11	6	5	73	9	64
選挙管理委員会事務局	1	1							
監 査 委 員 事 務 局	5	4	1						
農 業 委 員 会 事 務 局	5	3	2				1		1
消 防 本 部	151	147	4						
計	718	407	311	29	20	9	178	37	141

※一般任用職員…正職員が担っていた業務のうち、定型的な業務や定められた方針の枠内で進めていく業務を担う職員

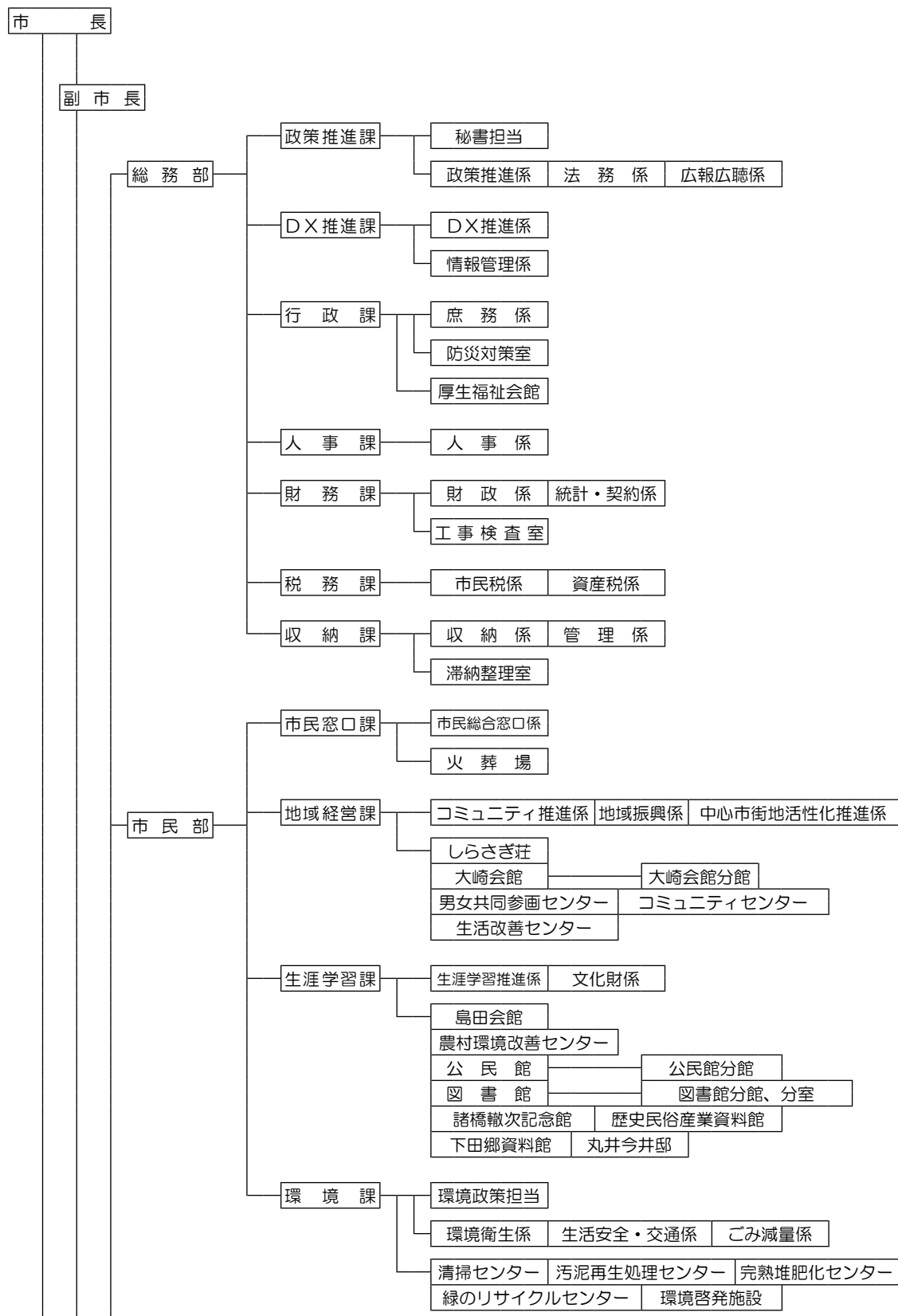
2 職員の派遣等

- 三条地域水道用水供給企業団
- 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合
- 公立大学法人三條市立大学
- 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付
- 国土交通省北陸信越運輸局観光部観光地域振興課
- 新潟市経済部産業政策・イノベーション推進課
- 経済産業省製造産業局産業機械課素形材産業室
- デジタル庁省庁業務サービスグループ政府共通決済基盤班（兼務ガバメントソリューションサービス班）
- 文部科学省高等教育局専門教育課情報教育推進第二係（基金担当）
- 新潟県消防学校

三條市の市政

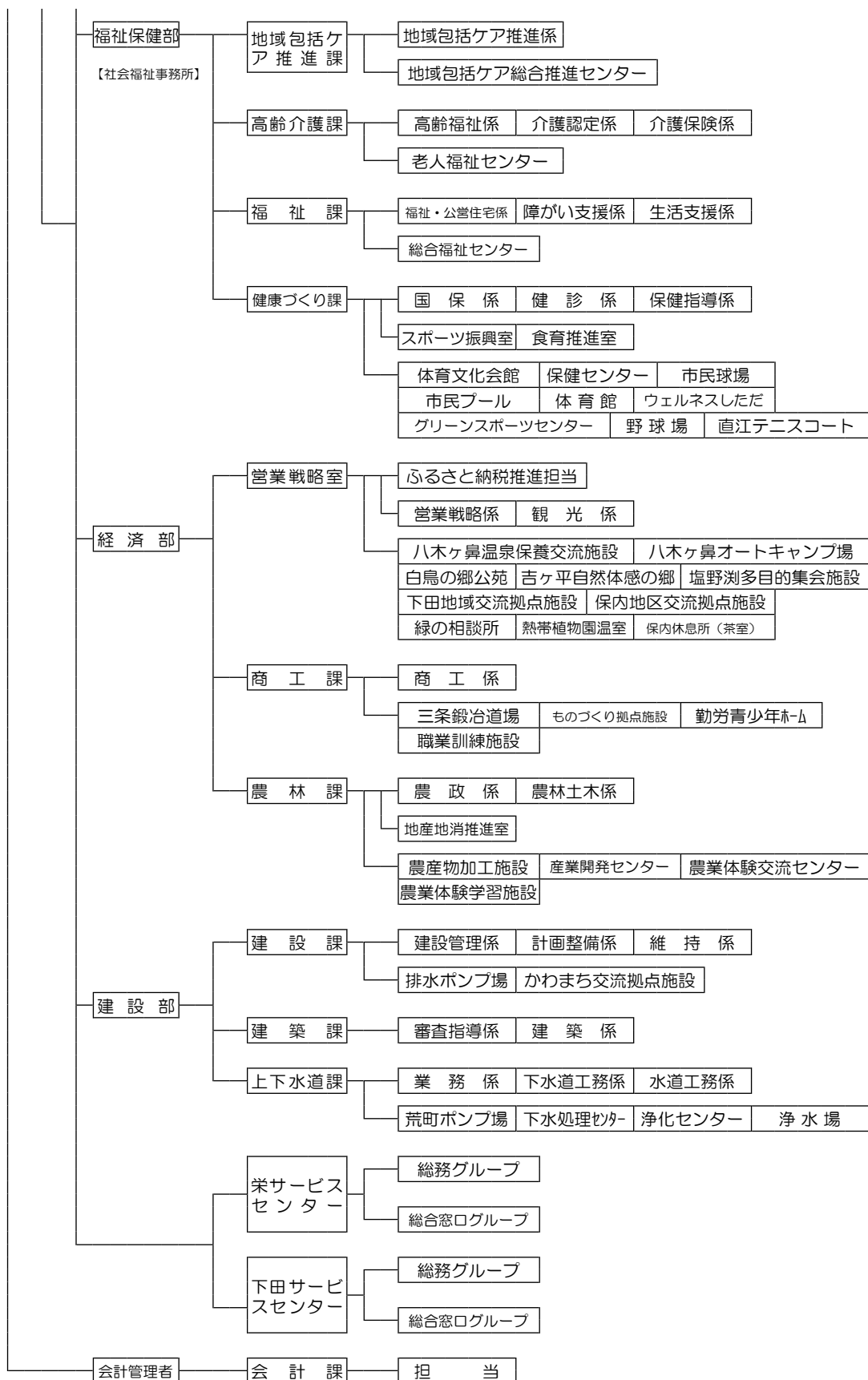
Ⅱ 職 員

3 行政組織機構図（令和6年4月1日現在）



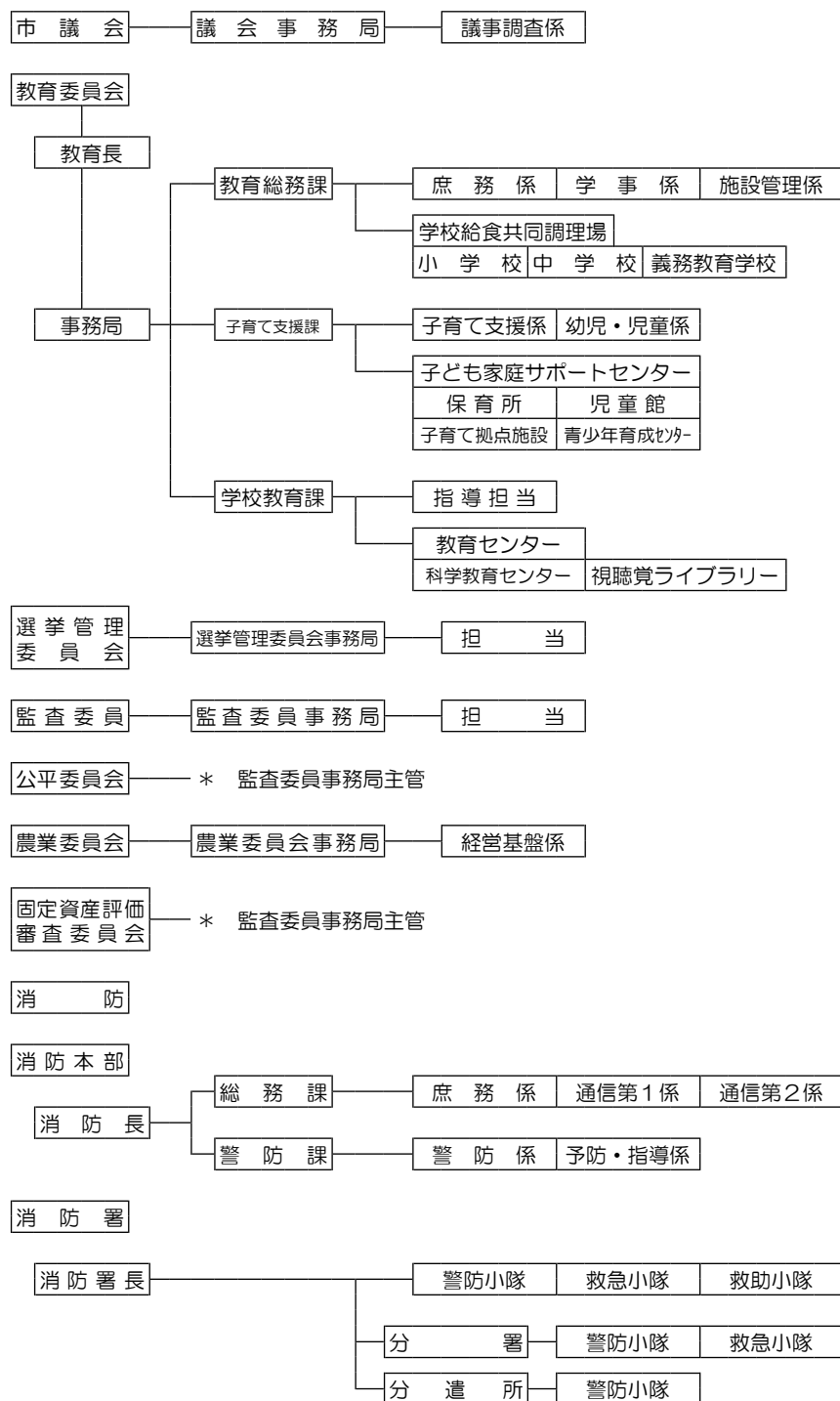
三 条 市 の 市 政

Ⅱ 職 員



三條市の市政

Ⅱ 職 員



令和6年度 三条市議会の概要 令和6年6月作成

編集・発行 三条市議会事務局

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

Tel 0256-34-5583(直通)

Fax 0256-33-8861

E-Mail gikaij@city.sanjo.niigata.jp

三条市ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>
